

令和 5 年度第1回二宮町国民健康保険運営協議会次第

日 時 令和 5 年 8 月 29 日 (火)

13 時 00 分～

場 所 二宮町役場 第一会議室

1. 開 会

2. 会長の選出

3. 会長あいさつ

4. 議 事

(1) 二宮町国民健康保険税条例の専決処分について

(2) 令和 4 年度二宮町国民健康保険特別会計決算(案)について

(3) 令和 5 年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号(案)について

5.その他

6. 閉 会

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和 5 年 3 月 31 日

二宮町長 村田 邦子

理由

地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和 5 年 3 月 31 日公布、令和 5 年 4 月 1 日に施行されるため、二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を施行するにあたり、急を要し議会を招集する時間的余裕がないため。

二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

二宮町国民健康保険税条例（昭和41年二宮町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第22条第1項中「200,000円」を「220,000円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

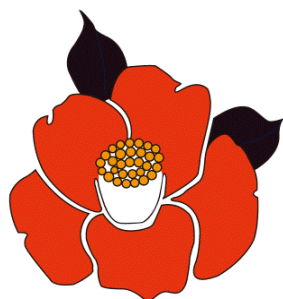
- 2 改正後の二宮町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(議案第24号) 二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

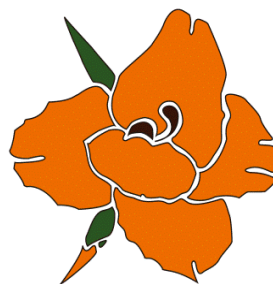
改正後	改正前
(課税額) 第3条 (略) 2 (略) 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が、<u>220,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>220,000円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険税の減額) 第22条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>220,000円</u>を超える場合には、<u>220,000円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>290,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～オ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>535,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）	(課税額) 第3条 (略) 2 (略) 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が、<u>200,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>200,000円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険税の減額) 第22条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>200,000円</u>を超える場合には、<u>200,000円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>285,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～オ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>520,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

改正後	改正前
ア～オ (略) 2 (略)	ア～オ (略) 2 (略)

令和4年度二宮町国民健康保険特別会計決算（案）



町の木：つばき



町の花：カンナ



町の鳥：ヤマガラ

令和4年度国民健康保険特別会計決算見込

【歳入】

(単位 千円・%)

科 目	令和4年度		令和3年度		比較増減(a)－(b)	説 明
	決算見込額 (a)	構成比	決算額 (b)	構成比		
国民健康保険税	638,168	21.7	649,104	22.2	△ 10,936	現年度収納率94.86%、滞納繰越分14.95%
国庫支出金	8	0.0	922	0.0	△ 914	マイナンバー制度周知に対する国庫補助金
県支出金	1,994,920	68.0	2,009,531	68.8	△ 14,611	保険給付費等に必要な費用、市町村個別の状況に応じて交付
財産収入	1	0.0	7	0.0	△ 6	基金利息
繰入金	214,166	7.3	219,331	7.5	△ 5,165	一般会計繰入金、基金繰入金
繰越金	75,991	2.6	27,205	0.9	48,786	前年度繰越金
その他	11,588	0.4	14,562	0.5	△ 2,974	諸収入
合 計	2,934,842	100.0	2,920,662	100.0	14,180	対前年度比0.5%増

【歳出】

(単位 千円・%)

科 目	令和4年度		令和3年度		比較増減(a)－(b)	説 明
	決算見込額 (a)	構成比	決算額 (b)	構成比		
総務費	35,859	1.2	39,423	1.4	△ 3,564	一般管理費、団体負担金、賦課徴収費、運営協議会費、趣旨普及費
保険給付費	1,964,453	68.2	1,974,895	69.4	△ 10,442	療養給付費、療養費、審査支払費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費、傷病手当金
保険事業費納付金	779,806	27.1	776,232	27.3	3,574	県の算定方法に基づき算出された納付金
保健事業費	26,780	0.9	26,549	0.9	231	特定健診等事業費、保健衛生普及費
基金積立金	40,002	1.4	7	0.0	39,995	基金積立金
公債費	18,800	0.7	18,800	0.7	0	県が行う貸付事業から資金を借り入れたことに伴う返還金
諸支出金	12,818	0.4	8,766	0.3	4,052	保険税還付金・還付加算金、一般会計繰出金
合 計	2,878,518	100.0	2,844,672	100.0	33,846	対前年度比1.2%増

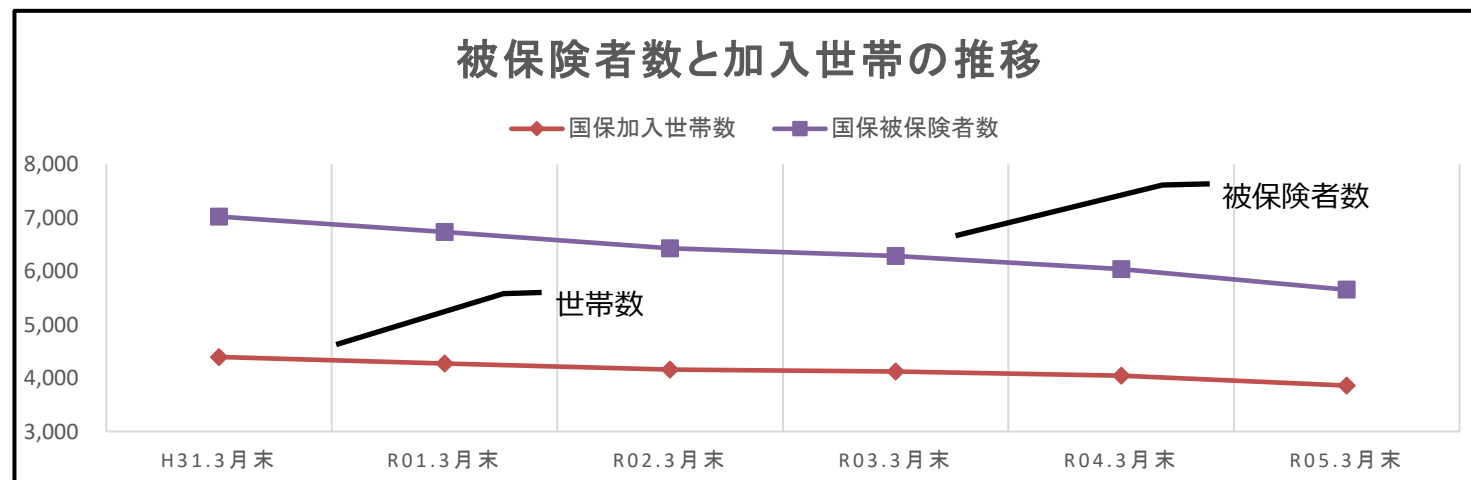
歳入歳出差引額 56,324千円

国民健康保険加入状況の推移

		H31.3月末	R01.3月末	R02.3月末	R03.3月末	R04.3月末	R05.3月末
世帯数	町内全世帯数	12,534	11,393	11,461	11,501	11,632	11,703
	国保加入世帯数	4,395	4,274	4,160	4,123	4,045	3,860
	世帯加入率	36.5%	35.1%	37.5%	35.8%	34.8%	33.0%
人口	町内人口	28,842	27,803	27,551	27,360	27,228	27,067
	国保被保険者数	7,022	6,734	6,428	6,283	6,039	5,653
	加入率	25.3%	24.3%	24.2%	23.0%	22.2%	20.9%
	前期高齢者数	3,508	3,434	3,218	3,160	3,077	2,821
	国保加入割合	50.0%	51.0%	50.1%	50.3%	51.0%	49.9%

※加入世帯数、被保険者数、前期高齢者数は国民健康保険事業報告書（事業年報）A表から抜粋。

※町内全世帯数、町内人口は二宮町毎月人口統計表から抜粋。



国民健康保険税収納率の推移

(1) 現年度分

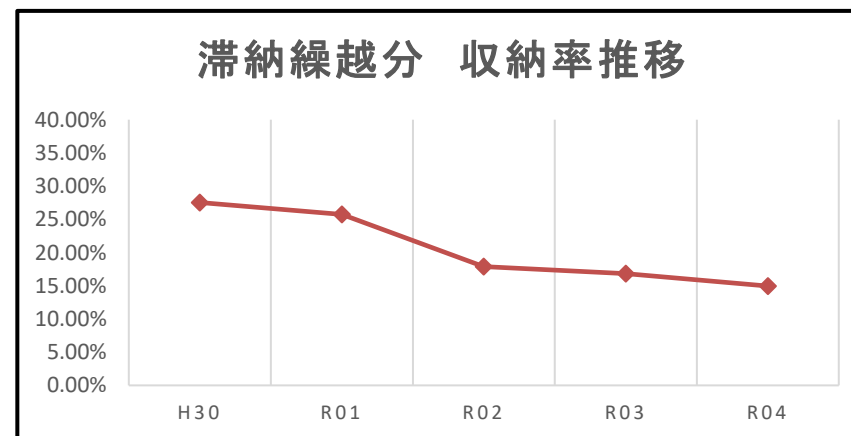
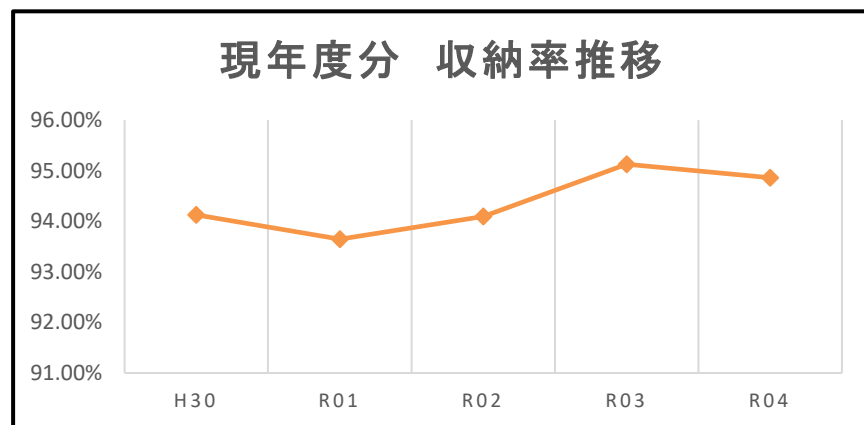
(各年度末) (単位：千円)

		H30	R01	R02	R03	R04
二宮町	調定額 (千円)	707,672	717,354	694,246	656,793	651,795
	収納額 (千円)	666,121	671,778	653,247	624,797	618,291
	収納率	94.13%	93.65%	94.09%	95.13%	94.86%
県内市町村平均収納率		93.59%	93.37%	94.20%	94.59%	94.47%
県内市町村における順位		11位/33市町村中	15位/33市町村中	14位/33市町村中	10位/33市町村中	12位/33市町村中

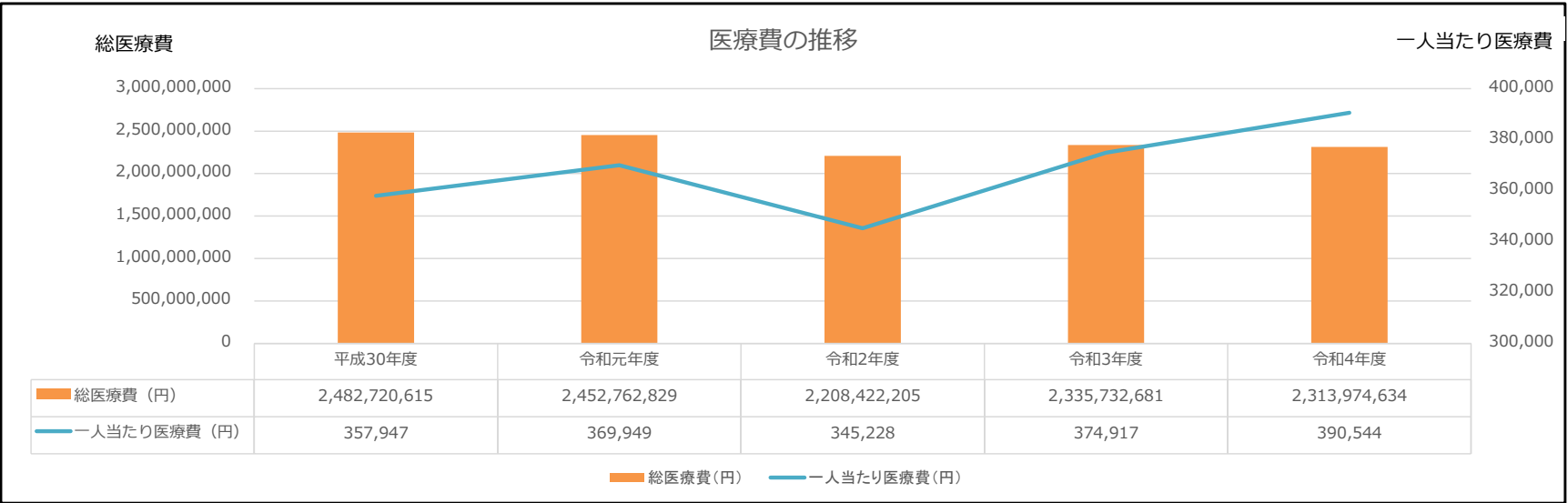
(2) 滞納繰越分

(各年度末) (単位：千円)

		H30	R01	R02	R03	R04
二宮町	調定額 (千円)	157,463	150,962	146,065	144,363	132,917
	収納額 (千円)	43,355	38,863	26,155	24,283	19,877
	収納率	27.53%	25.74%	17.91%	16.82%	14.95%

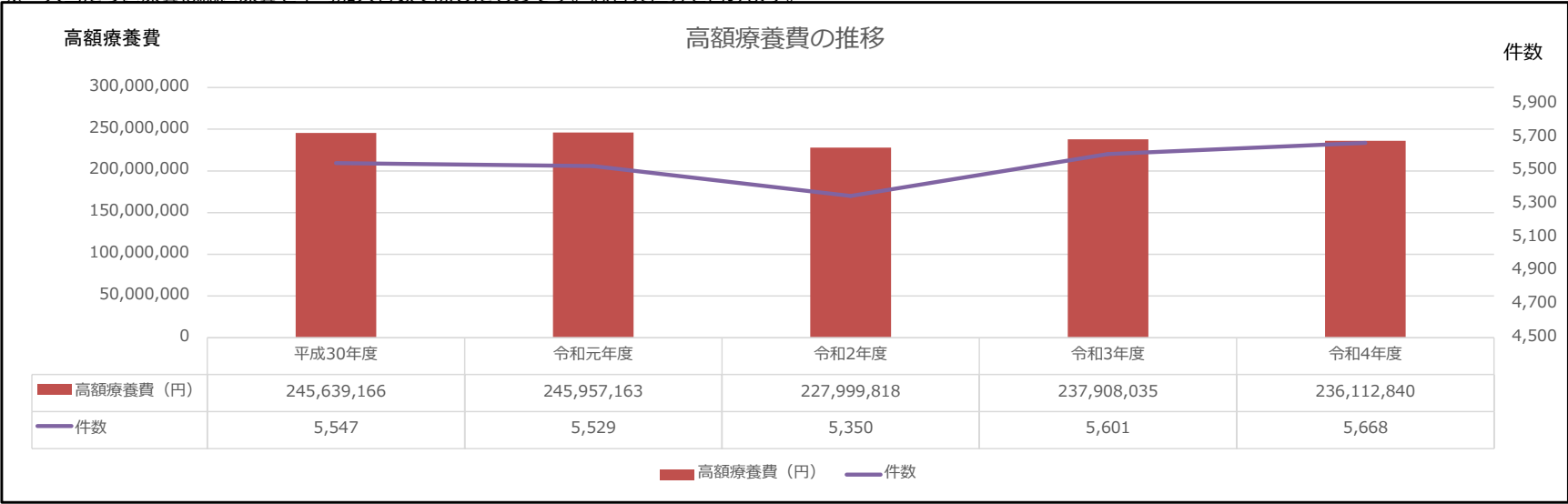


国民健康保険医療費の推移



※総医療費とは保険診療に係る費用の総額（10割）です。国民健康保険事業報告書（事業年報）C表から抜粋。

※一人当たり医療費は総医療費を平均加入者数で除したものです。患者負担分を含みます。



特定健康診査の状況

(各年度末)

		H29	H30	R01	R02	R03	R04
二宮町	対象者	5,770	5,571	5,346	5,231	5,204	5,003
	受診者	2,199	2,128	2,019	1,747	1,707	1,702
	受診率	38.1%	38.2%	37.8%	33.4%	32.8%	34.0%
県内市町村平均受診率		27.4%	28.4%	28.8%	25.3%	28.3%	29.2% (速報値)

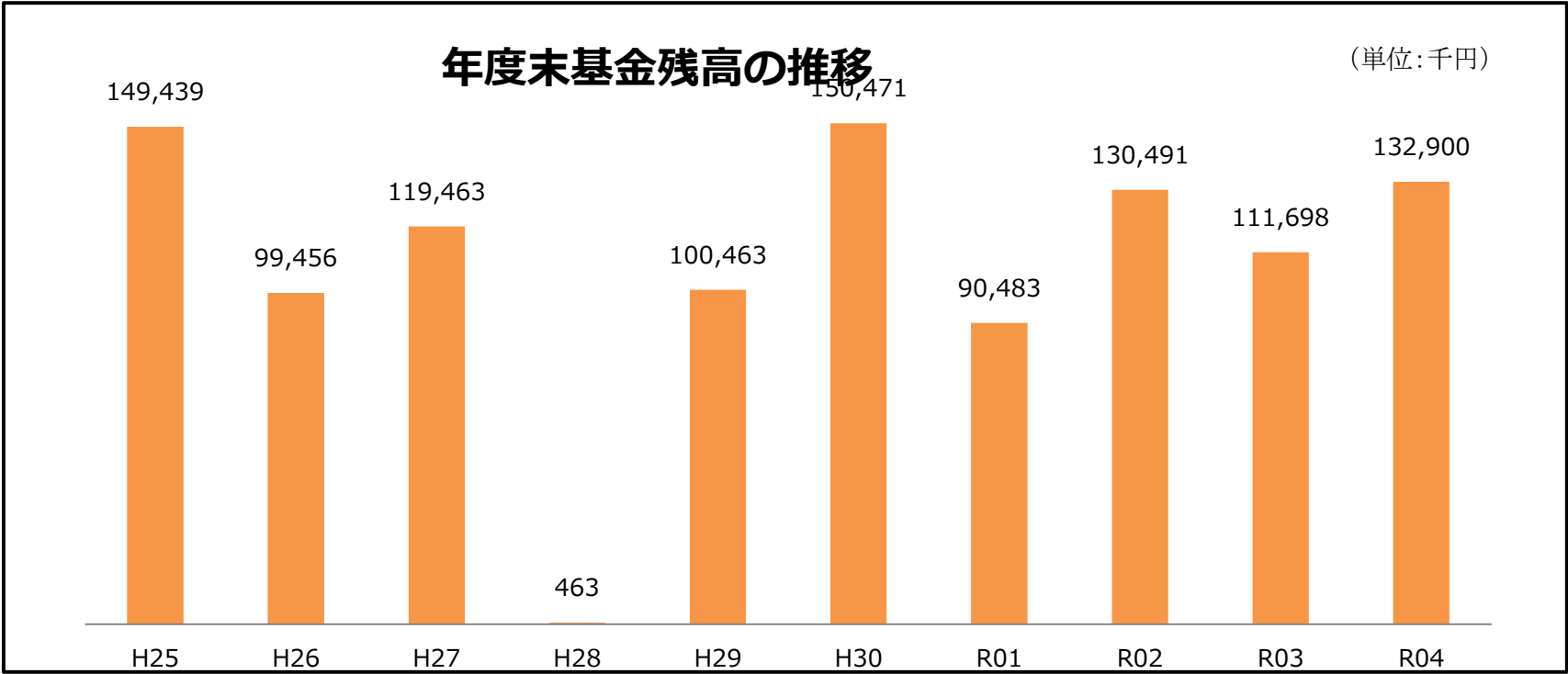
特定保健指導の状況

(各年度末)

		H29	H30	R01	R02	R03	R04 (見込)
動機づけ 支援	対象者	122	139	122	111	103	110
	指導終了者	56	62	45	85	65	66
	指導率	45.9%	44.6%	36.9%	76.6%	63.1%	60.0%
県内市町村平均指導率		12.8%	12.2%	13.3%	12.8%	12.3%	未集計
積極的 支援	対象者	18	21	22	18	19	23
	指導終了者	8	5	7	13	11	19
	指導率	44.4%	23.8%	31.8%	72.2%	57.9%	82.6%
県内市町村平均指導率		6.1%	5.0%	5.6%	6.6%	5.8%	未集計

国民健康保険財政調整基金の状況

単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
年度末残高 (千円)	149,410	149,439	99,456	119,463	463	100,463	150,471	90,483	130,491	111,698	132,900
前年差 (千円)	50,025	29	-49,983	20,007	-119,000	100,000	50,008	-59,988	40,008	-18,793	21,202
前年比 (%)	0.5033	0.0%	-33.4%	20.1%	-99.6%	21598.3%	49.8%	-39.9%	44.2%	-14.4%	19.0%



資料 3

令和5年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算第2号（案）概要

1. 補正予算額

歳入歳出ともに36,383千円の増額補正

（単位：千円）

補正前の額	補正額	計
2,853,044	36,383	2,889,427

2. 補正予算（案）のポイント

（単位：千円）

○歳入

・国庫支出金

出産育児一時金の増額に伴う国庫補助金の増 60

・繰越金

前年度繰越金（56,323千円）から

当初予算額（20,000千円）の差引額を増 36,323

●歳出

・繰出金

令和4年度に一般会計から繰り入れた金額 3,576

の余剰分を一般会計に戻入するための増

・予備費

歳入額と歳出額の調整 32,807

3. 補正額内訳

歳 入

(単位:千円)

款 項 目 節				予算現額 (補正前)	補正	補正後予算額	説 明
2 国庫支出金				0	60	60	
1 国庫補助金				0	60	60	
1 健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金				0	60	60	
1 健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金				0	60	60	健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金 60
7 繰越金				20,000	36,323	56,323	
1 繰越金				20,000	36,323	56,323	
1 繰越金				20,000	36,323	56,323	
1 繰越金				20,000	36,323	56,323	前年度繰越金 36,323
歳入合計				2,853,044	36,383	2,889,427	

歳 出

(単位:千円)

款 項 目 節				予算現額 (補正前)	補正額	補正後予算額	説 明
8 諸支出金				4,065	3,576	7,641	
2 繰出金				1	3,576	3,577	
1 一般会計繰出金				1	3,576	3,577	
27 繰出金				1	3,576	3,577	一般会計繰出金 3,576
9 予備費				5,066	32,807	37,873	予備費増 32,807
歳出合計				2,853,044	36,383	2,889,427	